

(氏名: 三宅 耕三)

東員町議会 議員研修

議会基本条例の検証と課題

2021(令和3)年10月19日
四日市大学 小林 慶太郎 副学長

①研修テーマに即した所感

検証とは、議会としての活動が「東員町議会基本条例」の趣旨に則り行われてきたかどうかを顧みることであり、足枷を外したり緩めるような個々に都合の良いように文言を変えることではないことが、研修を通して共通認識となった。

冒頭、「第21条第1項による議会基本条例の検証 第1項に関して検証すべきは、個々の議員の活動ではなく、「議会運営」が条例の目的・原則等に即して適正に行われていたかどうか <条例に示されている条例の目的に即していたか> 前文から…・地方自治法に定める事項(第89条～第138条が議会に関する規定)を遵守した議会運営になっていたか」や、「第103条第2項「議長及び副議長の任期は、議員の任期による」→敢えて議員の任期と異なる任期となっている理由の説明は十分か？」などは、平成4年から議員をしても一度も説明責任を果たした記憶はないし、「住民に説明する正当な理由(順番が回ってこない)がない」ことが正直なところだろう。また、第109条「普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる」→法律上は、「議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整」は、委員会で行うこととされており、一方、全協は「会議規則」で設けられているに過ぎない。全協を設けることで議会基本条例第6条に定める本会議・委員会の公開原則が形骸化しないか？設ける理由の説明は十分か？情報発信と住民参画を進めていくために必要なことは、議会の一貫した方針と議員各自の共通認識であるが、議会の中核を担う「議会運営委員会」は全く機能していない。議員は、選挙によって与えられた4年の任期を、議会というチームの中で活動し「町民の負託に応える」という責任があることを認識する必要があり、それが住民から信頼される第一歩であると同時に、感じたことは、町政のかじ取り役が町長であるのに対して議会のかじ取り役は議長である。議長の諮問機関である議会運営委員会は最も重要な委員会に位置づけられる。

②今後、研修で得た知識等について、町議会活動にどのように反映するか

議長任期は、法を重んじる人の考え方からすると、地方自治法にある「議長任期は議員の任期(4年)とする」は、せめて2年とすることであれば住民に説明ができる提案と言えるが、1年では悪しき慣習で住民に説明する正当な理由がない。

既に委員会任期は2年となり、1年目の継続諸課題を翌年に持ち越し協議し活動に繋げるという前向きな運用が功を奏しているように、議長任期は町内外の信頼にも繋がるため、是非とも実施したい。

③その他(特になければ記載不要)

議員には、「住民の目に付きやすい活動を積極的に行う議員と、地味ながら議会基本条例を根拠に活動をする議員の二通りがあることを有権者は知らない」ので、住民との意見交換をする機会をつくり、積極的に公表していく必要性を実感。

以上